

Ⅱ. 共済制度の概要

1. 加入対象会員について

◇ 入会条件

北海道内で社会福祉施設の経営その他の社会福祉を目的とする事業を営む法人。
(営利を目的とするものを除く)

2. 職員の加入対象について

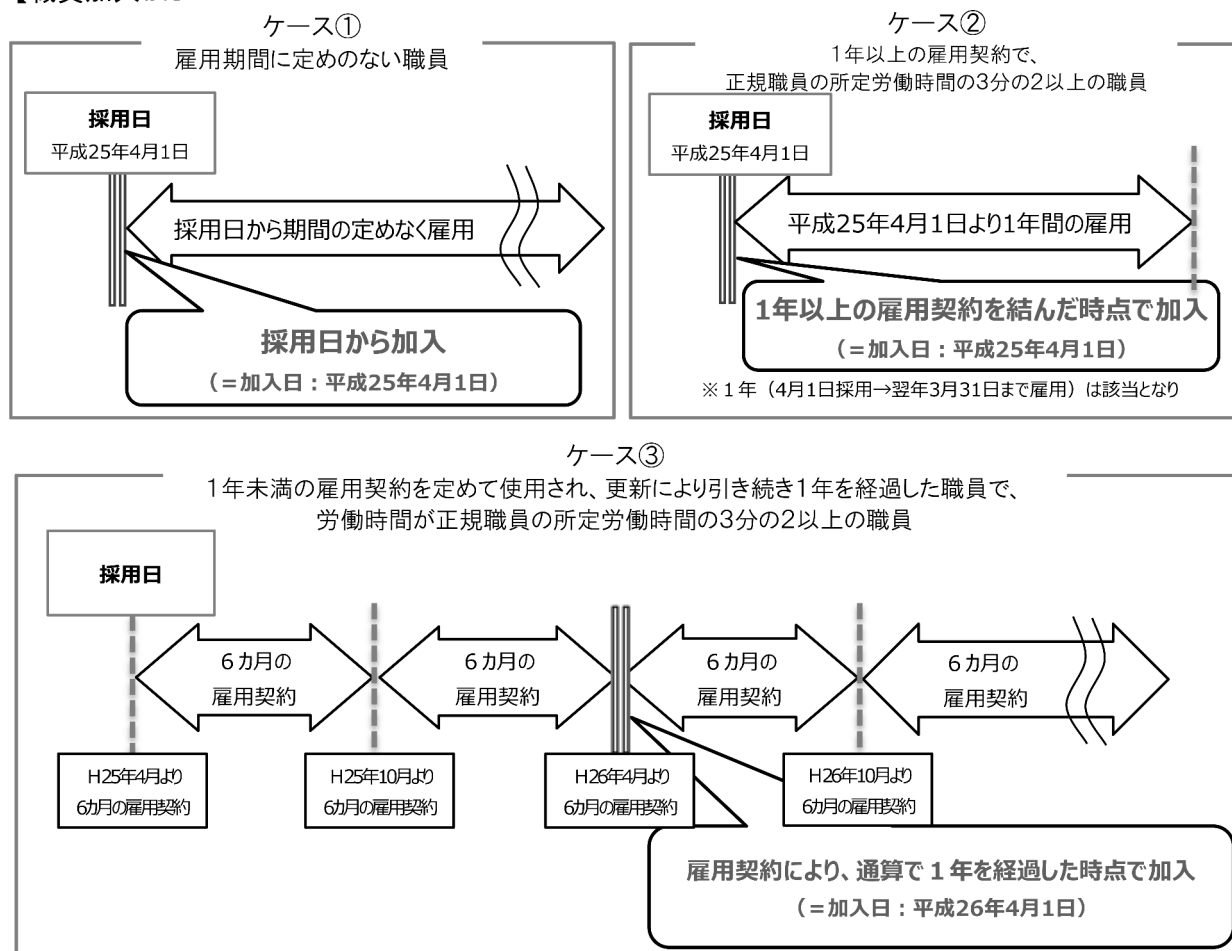
会員に使用され、会員の経営する施設団体に常時従事する職員は加入対象となります。
ただし、下記の場合は、含めないことができます。

- ◇ 1年に満たない期間を定めて使用される者
(契約更新等で1年以上継続した場合は下記のケース③に該当)
- ◇ 正規職員の所定労働時間の3分の2未満の時間を勤務するもの
- ◇ 定年退職後に再雇用させる場合

また、以下の場合は、加入対象外となります。

- ◇ 地方公共団体等から出向している職員
- ◇ 法人役員（施設長、事務長等を兼務している場合を除く）
- ◇ 派遣職員

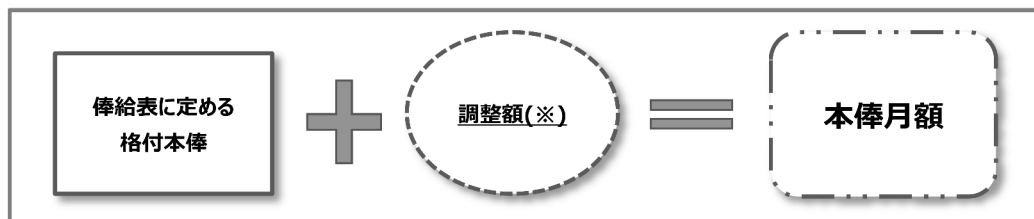
【職員加入例】



3. 本俸月額について

(1) 本俸月額の内訳

毎月の出資金・掛金算定、退職金の計算、これらの基礎部分となるもので、「俸給表に定める格付本俸」と「調整額」を合算したものが、「本俸月額」となります。
また、本俸月額は毎年4月1日現在のものです。



① 俸給表に定める格付本俸

各法人の給与規程に基づき算出してください。

② 俸給の調整額

◇ 特殊業務手当

職務の複雑、困難若しくは責任の強度または勤労の強度、勤務時間、これらの条件が、同じ職務の等級に属している他の職種に比較して著しく相違しているため、上記の格付本俸を調整する主旨で支給される手当です。

◇ 給与特別改善費

保育士、介護職員、指導員等の俸給を改善する趣旨で支給されるものです。

※ 調整額の条件とは？

各法人毎で給与規程を設けていることから、必ずしも名称が同一とは限りません。
下記のいずれにも該当していることが判断基準となります。

- ・定額、定率のいずれかであること
- ・月額によって支給するものであること
- ・支給の期限が定まっていないこと
- ・給与規程に支給条項が明記されていること
- ・支給の趣旨が、上記の①・②の趣旨と合致し、これら以外の配慮が含まれていないこと

→ つまり、「一時的に支給されるもの」、「時限規程に基づくもの」は除くことになります。

◆調整額の対象とならないものについて

下記のような手当は調整額としての性格がなく、本俸月額に含むことができません。

- ① 従事した回数等をもとに支給額が決められる **特殊勤務手当**
- ② 管理、監督の地位にある職員に対して支給される **管理職手当**
- ③ 地域における賃金、物価水準等を勘案して支給される **調整手当**
- ④ 取得した資格に対して支給される **資格手当**
- ⑤ 全ての職員(職種)に支給される **職務手当**

その他の多い間違い…**通勤手当、住宅手当、超過勤務手当、賞与** など、これらも含むことはできません。

(2) 本俸月額の算出方法

①月給の場合

給与規程によって定められた「俸給表に定める格付本俸」＋「調整額」
雇用契約によって定められた「月額」＋「調整額」

②日給/時給の場合

各法人における就業規則、給与規程または雇用契約書に基づき計算します。
基本となる考え方は、週5日勤務の場合となります。

◇ 基本的な考え方＝週5日勤務の場合

A：日給の場合

$$\boxed{\text{日 給(¥)}} \times \boxed{\text{勤務日数 (最大21日)}} \quad \text{ex) 日給6,400円の場合} \rightarrow \boxed{6,400 \text{円} \times 21 \text{日} = 134,400 \text{円}}$$

B：時給の場合

$$\boxed{\text{時 給(¥)}} \times \boxed{\text{勤務時間(h)}} \times \boxed{\text{勤務日数 (最大21日)}} \\ \text{ex) 時給800円で、1日の勤務時間が8時間の場合} \rightarrow \boxed{800 \text{円} \times 8 \text{時間} \times 21 \text{日} = 134,400 \text{円}}$$

◇ 週5日以外の勤務の場合

C：日給で週◆勤務の場合

$$\boxed{\text{日 給(¥)}} \times \boxed{\text{◆/5 (週◆日に換算)}} \times \boxed{\text{勤務日数 (最大21日)}} \\ \text{ex) 日給6,400円で、週3日勤務の場合} \rightarrow \boxed{6,400 \text{円} \times 3/5 \text{日} \times 21 \text{日} = 80,640 \text{円}}$$

D：時給で週◆日勤務の場合

$$\boxed{\text{時 給(¥)}} \times \boxed{\text{勤務時間(h)}} \times \boxed{\text{◆/5 (週◆日に換算)}} \times \boxed{\text{勤務日数 (最大21日)}} \\ \text{ex) 時給800円で、1日8時間+週3日勤務の場合、} \quad \boxed{800 \text{円} \times 8 \text{時間} \times 3/5 \text{日} \times 21 \text{日} = 80,640 \text{円}}$$

③年俸の場合

年俸の12分の1を本俸月額とします。
ただし、年俸の総額に前ページの「調整額の対象とならないもの」が含まれているときは、年俸総額からそれらを除いた金額の12分の1が本俸月額となります。

※上記に当てはまらない給与体系の場合

法人と職員の間で結ばれた雇用契約内容に基づき計算することになります。
「月間21日以上勤務日数がある」、「隔週で土日の勤務がある」などの特殊なケースは共済会までお問い合わせください。
また、お問い合わせの際には、雇用契約書、就業規則、給与規程などの該当部分を、事前にFAXにてお送りください。

4. 出資金・掛金について

(1) 出資金・掛金の内容と負担区分

◆出資金と掛金の基本事項

・出資金 = **退職年金事業**の実施に充てる費用 ・掛金 = **福利事業**の実施に充てる費用

① 出資金

- ・退職年金事業の実施に充てる費用として、会員及び被共済職員が拠出し共済会に払込むものです。
- ・職員部分は加入時の選択に基づいて、任意拠出となります。
- ・毎年4月1日（4月1日以外に被共済職員となった場合は加入日）現在における被共済職員の標準本俸月額に応じ、別に定める「標準本俸月額(別ページ)」に下記負担率を乗じた額となります。
- ・平成25年度より会員出資金率を引き下げています。（40/1,000→38/1,000）

◆出資金の負担率

会員…標準本俸月額の**1,000分の38**

職員…標準本俸月額の**1,000分の16**（職員部分は任意）

② 第2出資金

- ・第2退職年金事業の実施に充てる経費として、会員が全額負担し、共済会に払込むものです。
- ・第2退職年金制度を利用する会員（任意加入）のみ拠出対象となります。
→被共済職員本人で負担をすることはできませんのでご注意ください。
- ・毎年4月1日（4月1日以外に被共済職員となった場合は加入日）現在における会員が届出た口数に応じ、1口：1,000円で最大30口：30,000円の請求が発生します。

◆第2出資金の負担区分

会員…**1口：1,000円**で最大30口まで（任意）

③ 掛金

- ・福利事業の実施に充てる経費として、会員及び被共済職員が負担し共済会に払込むものです。
- ・毎年4月1日（4月1日以外に被共済職員となった場合は加入日）現在における被共済職員の標準本俸月額に応じ、別に定める「標準本俸月額(別ページ)」に下記負担率を乗じた額となります。

◆掛金の負担率

会員…標準本俸月額の**1,000分の1.5**

職員…標準本俸月額の**1,000分の4.5**

上記の出資金・掛金が組み合わせて、1か月分の請求額が決定します。

	会員負担	職員負担
出資金	○（必須）	任意
第2出資	任意	×
掛金	○（必須）	○（必須）

- ・職員出資金を拠出しない場合でも、職員掛金は必ず発生しますのでご注意ください。
- ・第2出資金の拠出対象は会員のみとなり、被共済職員本人が拠出することはできません。

(2) 会員が負担する出資金の管理

会員出資金及び第2出資金は、会員が共済会に納付した時には同時に会員の資産として計上することが必要となります。

また、退職給付引当金としても負債に計上し、退職金が支払われる毎に取崩しを行います。

これらの会計処理方法と確認帳票などの詳細については、**43**ページをご参照ください。

◇ 標準本俸月額並びに出資金及び掛金月額表/第2出資金月額(口数)表

等級	標準本俸 月額	標準とされる本俸月額の範囲		会員負担(事業主)			職員負担			(単位:円)	
				出資金	掛金	合計	出資金	掛金	合計	口数	会員負担
1	32,000	30,000 円以上	33,000 円未満	1,215	50	1,265	510	140	650	1	1,000
2	35,000	33,000 "	36,000 "	1,330	60	1,390	560	150	710	2	2,000
3	38,000	36,000 "	39,000 "	1,445	60	1,505	605	160	765	3	3,000
4	41,000	39,000 "	42,000 "	1,560	60	1,620	655	180	835	4	4,000
5	44,000	42,000 "	45,000 "	1,670	70	1,740	700	190	890	5	5,000
6	47,000	45,000 "	48,000 "	1,785	70	1,855	750	210	960	6	6,000
7	50,000	48,000 "	52,000 "	1,900	80	1,980	800	220	1,020	7	7,000
8	54,000	52,000 "	56,000 "	2,050	80	2,130	860	240	1,100	8	8,000
9	58,000	56,000 "	60,000 "	2,205	90	2,295	925	250	1,175	9	9,000
10	62,000	60,000 "	64,000 "	2,355	100	2,455	990	270	1,260	10	10,000
11	66,000	64,000 "	68,000 "	2,510	100	2,610	1,055	290	1,345	11	11,000
12	70,000	68,000 "	72,000 "	2,660	110	2,770	1,120	310	1,430	12	12,000
13	74,000	72,000 "	76,000 "	2,810	110	2,920	1,180	330	1,510	13	13,000
14	78,000	76,000 "	80,000 "	2,965	120	3,085	1,245	340	1,585	14	14,000
15	83,000	80,000 "	85,000 "	3,155	130	3,285	1,325	360	1,685	15	15,000
16	88,000	85,000 "	90,000 "	3,345	130	3,475	1,405	390	1,795	16	16,000
17	93,000	90,000 "	95,000 "	3,535	140	3,675	1,485	410	1,895	17	17,000
18	98,000	95,000 "	100,000 "	3,725	150	3,875	1,565	430	1,995	18	18,000
19	105,000	100,000 "	107,000 "	3,990	160	4,150	1,680	470	2,150	19	19,000
20	112,000	107,000 "	114,000 "	4,255	170	4,425	1,790	500	2,290	20	20,000
21	119,000	114,000 "	121,000 "	4,520	180	4,700	1,900	530	2,430	21	21,000
22	126,000	121,000 "	128,000 "	4,790	190	4,980	2,015	560	2,575	22	22,000
23	135,000	128,000 "	137,000 "	5,130	210	5,340	2,160	600	2,760	23	23,000
24	144,000	137,000 "	146,000 "	5,470	220	5,690	2,300	640	2,940	24	24,000
25	153,000	146,000 "	155,000 "	5,815	230	6,045	2,445	680	3,125	25	25,000
26	162,000	155,000 "	164,000 "	6,155	250	6,405	2,590	720	3,310	26	26,000
27	173,000	164,000 "	175,000 "	6,575	260	6,835	2,765	770	3,535	27	27,000
28	184,000	175,000 "	186,000 "	6,990	280	7,270	2,940	820	3,760	28	28,000
29	195,000	186,000 "	197,000 "	7,410	300	7,710	3,120	870	3,990	29	29,000
30	208,000	197,000 "	210,000 "	7,905	310	8,215	3,325	930	4,255	30	30,000
31	221,000	210,000 "	223,000 "	8,400	330	8,730	3,535	990	4,525		
32	234,000	223,000 "	236,000 "	8,890	350	9,240	3,740	1,050	4,790		
33	247,000	236,000 "	250,000 "	9,385	370	9,755	3,950	1,110	5,060		
34	262,000	250,000 "	265,000 "	9,955	390	10,345	4,190	1,180	5,370		
35	277,000	265,000 "	280,000 "	10,525	420	10,945	4,430	1,250	5,680		
36	297,000	280,000 "	300,000 "	11,285	450	11,735	4,750	1,340	6,090		
37	317,000	300,000 "	320,000 "	12,045	480	12,525	5,070	1,430	6,500		
38	337,000	320,000 "	340,000 "	12,805	510	13,315	5,390	1,520	6,910		
39	357,000	340,000 "	360,000	13,565	540	14,105	5,710	1,610	7,320		

(※)360,000円を超える場合は360,000円とみなし、請求時には39等級部分の表を使用します。

(3) 出資金・掛金の算定と請求について

① 請求額の算定内容

◇ 算定基準日

毎月1日現在の在籍者について、締日（毎月7日頃）までに受理した各種届出に基づき出資金・掛金額を算定し、請求します。

◇ 負担の発生

各職員の加入・退職・異動などの事実発生日に対して出資金・掛金の算定を行います。届出が遅れた場合は、事由発生日に遡って過不足の算定をします。

◇ 算定の基礎

本俸月額	毎年度4月1日現在の本俸月額(加入者は加入時)を使用
加入者	・加入日の属する月から請求対象
	・毎月2日以降加入の場合は、加入翌月に加入月分を加算して請求
退職者	退職日の属する月まで請求対象
休職者	休職開始月から出資金・第2出資金・掛金を払い込まない月として算定
中断者	中断開始月から第2出資金を払い込まない月として算定
配置換者	・1日現在に在籍している施設で請求
	・2日以降の配置換の場合は、翌月から異動先施設で請求 ※異動に伴う本俸月額の変更不可
継続異動者	・1日現在に在籍している施設で請求
	・2日以降の継続異動の場合は、翌月から異動先施設で請求 ※異動に伴う本俸月額の変更可能
脱退者	脱退日の属する月まで職員出資金の算定
前月末納額	前月請求額に対して、未納額を加算

② 出資金・掛金の納付

◇ 納付方法

- ・請求書に記載された口座から引落をします。
→引き落としの結果は、翌月の領収書に記載されます。
- ・引落通帳には、出資金・掛金、償還金を合わせた金額が表示されます。
→手数料は共済会負担となります。
- ・新設施設や使用口座変更等の理由で自動引落口座未登録の場合は、郵便局用の払込取扱票を送付します。
→手数料は会員・施設負担となります。ご了承ください。

◆自動引落未登録の場合
法人契約金融機関からの支払い希望、自動引落口座登録が遅れる場合などは、事前に共済会までご相談ください。

◇ 納付期限

- ・引落日＝毎月**27**日（銀行休業日の場合は翌営業日）
- ・振込の場合＝月末必着

◇ 未納額

- ・口座の残高不足などで引落不能となった額や締日までに入金を確認できなかった額は、翌月請求時に「前月末納額」として加算請求されます。

③ 請求書類

◇ 請求に関する書類

- ・領収書/出資金・掛金請求明細書内訳
・被共済職員簿（兼出資金掛金払込通知書） 第14号様式 ※ページ下部にサンプルがあります。
・第2出資金払込通知書 第14号の2様式 ※第2退職年金制度利用施設のみ
・払込取扱票 ※自振未使用施設/口座登録前施設のみ

◇ 退職/異動に関する通知（事由が発生した場合）

- ・退職確認通知書（職員出資金を拠出していない1年未満退職者用）
- ・継続異動確認通知書
- ・配置換確認通知書

◇ その他書類

- ・貸付償還金請求書兼明細書
→貸付償還金が発生する職員がいる場合のみ
- ・払込取扱票
→在職中の繰上返済希望者がいる場合のみ
- ・資産運用報告、説明会案内等の業務連絡文書

◇ 送付先

施設情報に登録されている「送付先施設」

◇ 送付目

毎月**12**日頃（カレンダーの関係で前後する場合があります）

領 収 書

平成 年 月 分

(郵便番号 -)

〒

一般社団法人
北海道民間社会福祉事業職員共済会



XXXX-XX

請求区分	請求額	入金日 入金額	入金日 入金額	未結額
海員出資金				
第21期会費				
職員出資金				
会費多金				
職員多金				
請求合計				

ご 指 定 口 座

出 資 金 ・ 掛 金 請 求 明 細 書 内 訳

会費振替名
支 店 名
口座種別・番号
口座名義人

平成 年 月

般社団法人
北海道民間社会福祉事業職員共済会

請求内訳は下記のとおりです。

請求区分	当月請求額	当月繰上金不足額	前月未納額	合 計
会費出資金				
第21期会費				
職員出資金				
会費多金				
職員多金				
請求合計				

引き落とし口	平成 年 月 日	
--------	----------	--

9999-99-9999-99999

[illegible]